

高津区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業者募集要項

1 趣旨

高津区役所では、市有財産を有効活用するとともに、庁舎の利便性の向上を図り区民サービスの向上に資することを目的に、高津区役所に広告付き庁舎案内表示板（以下「表示板」といいます。）を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより表示板の運用を行う事業（以下「設置運用事業」といいます。）を行う事業者を募集します。

2 募集の概要

応募者から表示板の設置、維持管理及び広告掲載に関する企画提案を受けて、企画提案の内容を総合的に評価し、最も優れていると認める事業者を設置事業者として選定するものです。（プロポーザル方式）

なお、応募者が設置運用事業に関して行う企画提案の内容は、別紙「高津区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業仕様書（以下「仕様書」といいます。）に定められた内容の全てを満たすものでなければなりません。但し、設置場所の利用状況等を踏まえた区民サービスの向上に寄与する提案がある場合は、仕様書の限りではありません。

3 対象施設の概要

- (1) 名称 高津区役所
- (2) 所在地 川崎市高津区下作延 2 - 8 - 1
- (3) 開庁時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
（但し、第 2 ・ 第 4 土曜日及び特定日は午前 8 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分まで一部開庁）
- (4) 閉庁日 土曜日（第 2 ・ 第 4 土曜日及び特定日を除く）、日曜日、祝日及び
1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで

4 応募資格

設置事業者の応募には、次の各号に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること。
- (2) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- (4) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当し 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 申込み時点において、川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (6) 申込み時点において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

- (7) 国税又は市税の未納がないこと
 - (8) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立をしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと
 - (9) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
 - (10) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項または第2項に規定する行為をしている者でないこと。
 - (11) 委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(9)又は(10)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- ※(9)、(10)及び(11)に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に当該事項に関連する情報について照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を本市に提供することについて、承諾していただきます。

5 応募条件等

(1) 契約手法

市有財産の一時貸付契約

貸付契約の相手方は、川崎市となります。

(2) 貸付期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（5年間）

ただし、公用若しくは公共用に供するための必要が生じたとき、又は設置事業者が貸付条件に違反したときは、貸付期間の途中でも貸付契約を解除する場合があります。

(3) 貸付料（広告掲載料を含む）

設置事業者として選定された者が「参加意向申出書（様式1）」により提示した提案価格（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えて算定した金額を貸付料の年額とします。

なお、貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとします。

貸付料は、年度当初に川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに当該年度の貸付期間に相当する全額を納入しなければなりません。

(4) 最低貸付価格（年額）

1,300,000円（消費税及び地方消費税を除く）

(5) 連帯保証人

貸付契約の締結には次の条件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

ア 市内又は近隣市町村に事務所等を有すること

イ 年額260万円以上の所得又は公簿価格200万円以上の固定資産を有していること

ウ 国税又は市税の未納がないこと

(6) 契約保証金

- ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、貸付料の年額の10分の1以上の額（円未満切上げ）を納付していただきます。
 - イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、表示板の撤去及び原状回復を確認後、設置事業者の請求に基づき利息を付さずに返還します。
 - ウ 設置事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。
- (7) 光熱水費その他必要経費
- 電源等を使用する場合は、川崎市が算出する金額をその指定する日までに納入しなければなりません。

6 応募方法

(1) 募集要項等の配布

令和元年7月4日（木）から令和元年8月2日（金）まで

募集要項等は、市ホームページからダウンロードしてください。

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000039020.html>

(2) 申込受付期間

令和元年7月22日（月）から令和元年8月2日（金）まで

(3) 申込方法等

ア 提出先

高津区役所まちづくり推進部総務課（高津区役所2階）

イ 提出方法

申込受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに、下記(4)の書類を提出先に直接持参してください。

(4) 申込みに必要な書類

ア 企画提案参加意向申出書（様式1）

法人の所在地、法人名及び代表者の職氏名を記載し、提案価格（税抜）を記載してください。提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が貸付料の年額となります。

イ 役員等氏名一覧表及び同意書（様式2）

ウ 会社概要

創業年月日、資本金、事業所、従業員数、事業内容、主な取引先等を記載した資料を1部提出してください。

なお、既存の資料（一般向けのパンフレットや活動報告書等）で提出することも可能とします。

エ 企画提案書

A版縦長、横書き片面、30ページ程度で作成してください。

別紙の仕様書及び評価基準に基づく提案とし、次の事項を必ず記載し、表示板の平面図及び立面図を添付したものを10部提出してください。

(ア) 類似業務実績

過去3か年間の官公庁等における広告付き表示板の実績

(イ) 事業計画

- a 表示板の製作、設置に関する事項
- b 表示面の更新時期、方法等に関する事項

(ウ) 広告付き庁舎案内表示板について

- a 本体の素材、サイズに関する事項
- b 文字の大きさ、配色等デザインに関する事項
- c 表示内容、レイアウトに関する事項
- d メンテナンス等に関する事項

(エ) 広告掲載について

- a 広告主の募集方法に関する事項
- b 広告掲載基準に関する事項

(オ) 設置、維持管理等について

- a 設置方法、安全対策に関する事項
- b 故障等不具合発生時の対応方法に関する事項
- c 費用負担に関する事項

(カ) 独自提案について

本来は別途契約すべきような庁舎案内板設置運用事業からかけ離れた提案は採用できないため、留意してください。

オ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

申込日の前日から起算して3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

カ 代表者の印鑑証明書（法務局に届出したもの）

申込日の前日から3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

キ 納税証明書

(ア) 国税の納税証明書

納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）の原本1部を提出してください。

(イ) 川崎市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所を有している場合のみ）

a 川崎市法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書（未納がないこと）の原本1部を提出してください。

b 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成29年度、平成30年度の納税証明書（未納がないこと）の原本1部を提出してください。

※川崎市登録業者の場合は「川崎市入札参加資格審査結果通知書の写し 1部」を提出することでオ～キに代えることを可とします。

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類の変更、追加はできません。ただし、川崎市から補足書類等を求めた場合はこの限りではありません。
- イ 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ウ 提出された書類に関して、川崎市情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、情報公開の対象となる場合があります。

7 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付期間

令和元年7月8日（月）から令和元年7月16日（火）まで

(2) 提出方法

高津区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業に関する質疑書（様式3）をEメールで提出してください。

Eメール：67soumu@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

令和元年7月19日（金）までに市ホームページに掲載します。

8 現地確認

集合形式での現地説明会は行いません。

現地確認を希望される場合は、令和元年7月11日（木）までに高津区役所まちづくり推進部総務課（044-861-3128）あて電話で、お問合せください。

なお、現地確認の場では、質疑の受付はいたしません。

9 設置事業者の選定等

(1) 応募資格の確認

申込のあった事業者を対象として、応募資格の確認を行い、その結果を通知書（様式4）により通知します。

(2) プレゼンテーション

応募資格のある事業者は、高津区役所で提案の説明を行ってください。詳細については、(1)の通知書とともに通知します。

ア 開催予定日

令和元年8月20日（火）

イ 開催場所

高津区役所5階会議室

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションの場で、パワーポイント、スライド等の使用及び導入予定機器の

持ち込みを認めます。

(イ) プレゼンテーションの場で、企画提案書に記載されていない提案事項を新たに説明することはできません。

(3) 審査・選定

ア 事業者の提案に対し、別紙の評価基準に基づき審査を行い、評価点の最も高い事業者を設置事業予定者として決定します。

イ 評価については、別表「評価基準」に関する事項で行うものとし、出席した提案評価委員会委員（以下「委員」という。）が5段階で評価を行います。

ウ 各委員の持ち点について、別表「評価基準」の各項目の評価点は、委員1人につき100点が満点となります。

エ 最終的な評価は出席委員の総合計点による比較とし、1事業者を選定します。但し、別表「評価基準」の各項目の評価点について、出席委員の総合計点が配点の10分の6未満の場合、又は、各項目の評価点について出席委員の合計が配点の10分の3以下の項目が1つでも存在する場合には、最も高い点を得た提案であっても設置事業者としないことができます。

オ 最高点である事業者が複数となった場合は、当該事業者でくじ引きを行い、当たりくじを引いた事業者を設置事業者とします。

カ 最高点である事業者が辞退等を行った場合は、次点の事業者を設置事業者とします。

(4) 審査結果

審査結果は、令和元年8月30日（金）頃までに応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容についての問い合わせには応じられません。

(5) 契約等の締結

設置事業予定者の決定後、設置運用に関する詳細を協議し、高津区役所への設置にあたっては、設置場所の貸付及び広告の掲出等に関する契約を川崎市と締結するものとします。なお、設置事業予定者が契約しない場合等には、次点者と契約をします。

10 その他

申込み、企画提案書作成及びプレゼンテーションに要する経費は応募者の負担となります。

11 問合せ先

高津区役所まちづくり推進部総務課

住 所：〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号

電 話：044-861-3128

F A X：044-861-3103

Eメール：67soumu@city.kawasaki.jp